

名古屋北 法人会だより

2011
No.121

9月

題字 名古屋北税務署長 松本 良二

第36回通常総会開催

●名古屋北税務署定期異動

新署長着任のごあいさつ

●東日本大震災に係る義援金等の税務上の取り扱い



法人会

消費税期限内納付

推進運動

社団法人 名古屋北法人会

1	第36回 通常総会
5	名古屋北税務署 定期異動 着任のごあいさつ 名古屋北税務署長 松本良二 名古屋北税務署 新陣容
7	税務相談窓口
9	愛知県広報
12	名古屋市広報
14	税理士会コーナー
16	青年部会コーナー
17	女性部会コーナー 「皆さん出番です！2013年のフォーラムをめざして」 北陵支部 長瀬電気工業(株) 屬ゆみ子
20	会員のページ 「私のパワーの源！」 金城支部 太田(株) 寺田裕子
23	支部コーナー
24	新会員紹介
25	北法人会の行事メモ

第36回 通常総会



会長あいさつ 野田会長



記念講演会 講師 評論家 石平氏

平成22年度通常総会が5月27日(金)北区役所講堂にて開催されました。役員改選では米本副会長が退任され、副会長に川辺建設(株)川邊清次さんが就任されました。本部理事・支部役員の入替りがありました。今後も会員皆様のご協力よろしくお願いたします。総会終了後、記念講演会を開催いたしました。

平成22年度表彰者

◆特別表彰者

株式会社村瀬業務店 米本 市三 様



(株)村瀬業務店 米本 殿

◆会員増強目標達成支部

上飯田支部
大杉支部
守山北支部



守山北支部長 オギソ木材(株) 殿

◆支部運営功労者

支 部	会 社 名	支 部	会 社 名
上 飯 田	幸村晒工業(株)	瀬 古	光洋運輸(株)
山 田	(株)アイ・エイチ・シイ		(有)マツイ
大 曾 根	(株)メイチュー	守 山	(有)近田屋
杉 村	(株)トミダ		(株)デビカ
大 杉	(株)日新瑠璃製作所	小 幡	宮重ビルディング(有)
清 水	(資)亀忠		弥生投資顧問(株)
	ヒラテ産業(株)	大 森	日本ゼネラルフード(株)
金 城	愛知皮革工業(株)		(株)和建
	(株)佐藤商會	森 向	(有)オオモリ
西	(株)三徳工業所		山昇建設(株)
	日比野建設(株)	みどり	(株)共同食品
若 葉	(株)大曾根商産		(有)リード
	名成電気工事(株)	守山北	瀬戸信用金庫 川村支店
北 陵	(株)アイデアム		(有)大永興写
	東海整毛(株)		
楠 東	(有)安藤ゴルフ製作所		
	敷島測量設計(株)		
	(株)原田工務店		
楠 西	アイチ輸送機(株)		
	愛知バス(株)		
	(株)川端木材		
瀬 古	(株)一麺		



(有)大永興写 殿

◆会員増強功労者

(4社以上)

支 部	会 社 名	勸 奨 数
守山北	(株)ナカシロ	7
金 城	草川工業(株)	4



草川工業(株) 殿

(2社以上)

支 部	会 社 名	勸 奨 数	支 部	会 社 名	勸 奨 数
瀬 古	(有)マツイ	3	大 杉	(株)日新瑠璃製作所	2
守山北	(株)名古屋銀行 守山支店	3	守山北	オギソ木材(株)	2
上 飯 田	まさき電設(株)	2			

◆協力団体(5社以上)

会 社 名	氏 名	勸 奨 数
大同生命保険(株)	谷田久典 殿	1 2



大同生命保険(株) 谷田久典 殿

◆事業参加良好者

支 部	会 社 名	支 部	会 社 名
上 飯 田 山 田	まさき電設(株)	楠 東	(株)志村工務店
	中京金属(株)		たびぱーく(株)
大 曾 根	親和電機(株)	楠 西	(有)山水園
	(株)中部精機製作所		(株)味波
	(株)名鉄A U T O		(株)カネイチ
	山宗(株)		桜井製本(資)
杉 村	(有)彩光社	瀬 古	総合エンジニアリング(株)
	(有)藤		(株)中央工芸
	(株)ナゴヤ保岳化学工業社		(株)中日スタジオ
	(株)愛洋産業		東洋測量設計(株)
大 杉	(株)甲英	守 山	名古屋化成(株)
	(有)小林鉄筋		(株)長谷川産業
	(有)米善商店		三正不動産(株)
	(株)日新珪瑯製作所		(株)ナテック
清 水	(株)魚鉄	小 幡	日章工業(株)
	(株)村瀬業務店		(有)マツイ
	佐々木建設工業(株)		(株)マルモ運輸
	城北冷蔵(株)		(有)メイコウ
金 城	(資)同和製作所	森 向	(有)今吉機材商会
	浪速金液(株)		(株)芝テクノ
	日本報知機(株)		(医)八誠会守山荘病院
	ヒラテ産業(株)		(株)武市ウインド名古屋
西	松下建設(株)	みどり 守山北	(株)フジックス
	草川工業(株)		(株)三ツ知
	(株)エム・オー・シー		理科研(株)
	(有)米徳		ビクトリア珈琲(株)
若 葉	中日高速オフセット印刷(株)	森 向	矢田川電鍍工業(株)
	(有)中日新聞志賀専売店		山昇建設(株)
	名急商事(株)		(株)共同食品
	(株)三徳工業所		(株)ナカシロ
北 陵	(株)オーテック	森 向	オギソ木材(株)
	杉屋工芸(株)		(資)新興設備
	総合電気通信(株)		(有)横山設備工業
	(株)正鶴堂		
楠 東	北愛知三菱自動車販売(株)		
	ムツミ工業(株)		
	スズラン(株)		
	(有)佐久間土地		
	(有)田中製作所		
	長瀬電気工業(株)		
	(資)ハートエージェンシー		
	(株)村康商店		
	同和化学(株)		



(株)カネイチ 殿

◆永年勤続表彰者

事務局職員 服部 豊子 殿
事務局職員 長谷川道代 殿



事務局職員 服部豊子 殿

◆大型保障制度推進目標達成支部

新規加入目標達成支部

大森支部 森向支部



森向支部長 矢田川電鍍工業(株) 殿

新規加入成約支部

上飯田支部	大杉支部	西 支部
若葉支部	北陵支部	楠東支部
楠西支部	瀬古支部	守山支部
守山北支部		

追加加入目標達成支部

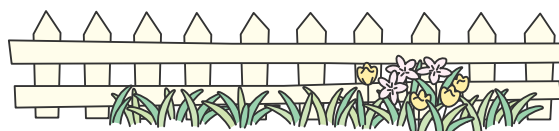
杉村支部	金城支部	楠東支部
楠西支部	大森支部	

◆ビッグハート・ネットワーク推進功労者

楠西支部	岡嶋 伸夫 殿
大森支部	森川 義雄 殿
森向支部	竹中 敬治 殿



大森支部 森川 殿





着任のごあいさつ

名古屋北税務署長 松本良二

初秋の候、社団法人名古屋北法人会の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、名古屋北税務署長を拝命しました、松本良二でございます。前任の佐藤署長同様よろしくお願い申し上げます。

名古屋北法人会の会員の皆様方には、日ごろから税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

名古屋北法人会におかれましては、創立以来、長年にわたり会組織の拡大・強化に積極的に取り組まれるとともに、よき経営者を目指すものの団体として、納税意識の高揚及び企業経営と社会の健全な発展に貢献するという目的に向けて、活発に事業活動を展開しておられると伺っています。

特に、租税教室・簿記会計講座など各種研修会や一般市民参加型の多様な講演会を開催されるとともに、区民まつりや税を考える週間における街頭宣伝など、活発な事業活動を展開されておられます。

これらは、ひとえに役員の皆様をはじめ会員の皆様方の誠意とご努力の賜物と、心から敬意を表するとともに大変心強いものと感じている次第であります。

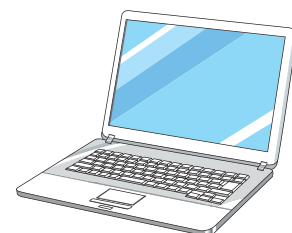
ところで、最近の経済社会のグローバル化やIT化などにより、税務行政を取り巻く環境も大きく変化してきております。

こうした環境の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という私ども国税当局に課された使命を果たしていくためには、限られた人的・物的資源を最大限活用していくとともに、一般の納税者の方々には親切かつ丁寧な態度で接する一方、悪質な納税者に対しては、厳正な態度で臨んでいくことで、税務行政への理解と信頼を得ていく必要があると考えています。こうした考えの下、国税庁におきましては、納税環境の整備に向け、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の活用や内部事務一元化など、さまざまな施策を実施してきました。

特に、e-Taxにつきましては、納税者の皆様にとって申告・納税の利便性の向上や事務の効率化に資するものであることから、その普及・拡大は、私どもにおける最重要課題の一つとして積極的に取り組んでいるところであります。

名古屋北法人会の皆様方には、その趣旨をよく理解され、積極的にe-Taxを利用していただいております。厚く感謝申し上げますとともに、今後とも、e-Taxの更なる利用拡大に向けまして、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、社団法人名古屋北法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。



新 陣 容

(7月10日付)

【官 職】	【氏 名】	【前任部署】
署 長	松本良二	局課一審理課長
筆頭副署長 (総務・個人資産担当)	野路英幸	藤枝副署長
副 署 長 (管運・徴収・法人担当)	吉田道夫	金沢局徴収部管運補佐

特別国税調査官

特別国税調査官	平野 孝	(留任)
特別国税調査官	岩井喜代次	(留任)
特官付上席	服部 憲司	岡崎特官付上席
特官付上席	高田茂雄	(留任)

法人課税第一部門

統 括 官	菅井幸彦	(留任)
連絡調整官	畔柳勝浩	中川法人連調官
上 席	小倉正代	一宮法人六上席
上 席	大山裕三	(留任)
上 席	松尾 忍	(留任)
上 席	日比野利紀	名古屋北法人三上席
上 席	三木克明	関法人一上席
事 務 官	田中友里絵	(留任)
事 務 官	櫛田晃太郎	(留任)

法人課税第二部門

統 括 官	加藤久晴	四日市法人連調官
上 席	柄澤信一	局調査部広域情報調官
上 席	中川真吾	(留任)
上 席	山下 泰	(留任)
調 査 官	稲垣太輔	(留任)

法人課税第三部門

統 括 官	堀町一夫	(留任)
上 席	平手 悟	名古屋北法人一上席
上 席	鷹田文雄	高山法人二上席
上 席	中島千尋	税大名研教育官補
事 務 官	中野 涉	名古屋北法人五事務官
事 務 官	藤本絵梨香	(留任)

【官 職】	【氏 名】	【前任部署】
事 務 官	木村友亮	名古屋北法人一事務官

法人課税第四部門

統 括 官	森林俊行	(留任)
上 席	鈴木幸夫	中津川法人二上席
上 席	平塚 康	名古屋北法人五上席
上 席	仲間重之	(留任)
事 務 官	谷口貴紀	(留任)
事 務 官	榎本佑亮	(留任)
事 務 官	久保園真子	名古屋北法人一事務官

法人課税第五部門

統 括 官	鈴木勇二	(留任)
上 席	原崎惠次	岡崎法人三上席
上 席	川村加奈子	津島法人三上席
事 務 官	山内 晃	名古屋北法人四事務官
事 務 官	奥野亮佑	(留任)
事 務 官	藤原勇紀	名古屋北管運三事務官

その他

総務課長	今井 俊	沼津総務課長
課長補佐	竹内恵美	(留任)
管運第一統括官	島田武平	(留任)
徴収統括官	間瀬和男	(留任)
個人第一統括官	遠藤由敬	名古屋西個人二統括官
資産統括官	長屋 克	(留任)

主な転出者

署 長	佐藤公一	退職
筆頭副署長	鶴岡一美	局課二酒調整官
副 署 長	近藤達也	札幌西特官(所)
総務課長	城内章光	名古屋中筆頭特官(所)
個人第一統括官	太田隆文	名審判所審査官
法人第二統括官	古賀聡明	局調査部特官付主査
法人連調官	大澤知代子	名古屋西法人六統括官

税務相談窓口

名古屋北税務署

申告や各種届出をe-Taxで提出している方は是非ご利用ください。

納税証明書をオンラインで 請求すると、窓口ですぐに 受け取れます。

納税証明書交付の準備が
整い次第、メッセージボックスに
通知を格納します。



便利です！

e-Tax

国税電子申告・納税システム

→手数料が370円と安価です。(通常400円)

→大量の枚数でも、窓口ですぐに受け取れます。

→自分に合った受取方法を選択できます。



♪受取方法

- 税務署窓口で書面受取
- 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)

このほか、電子ファイルでの取得もできます。

- e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード

あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。



国 税 庁

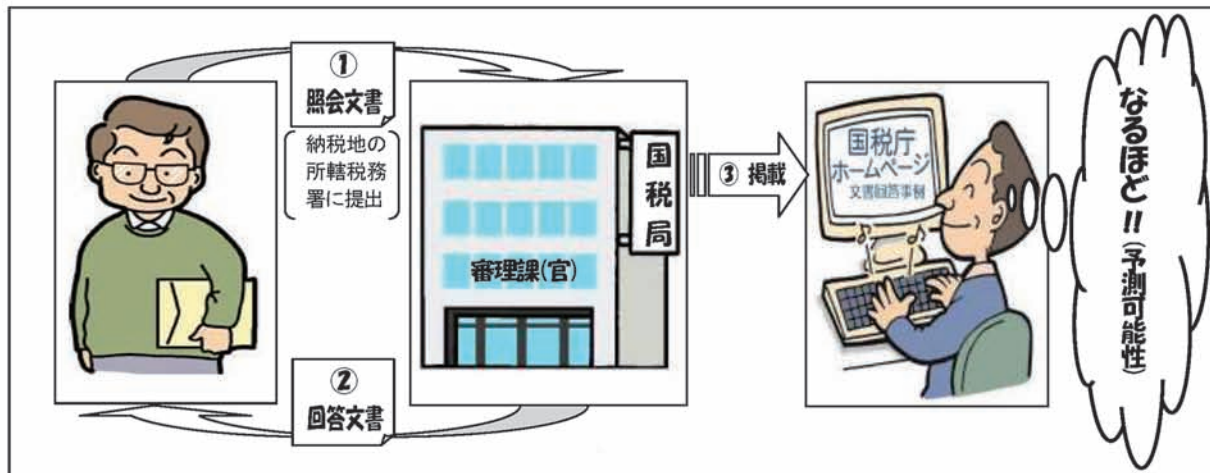
ご存じですか？ 文書回答制度

[文書回答制度]

全国の国税局においては、納税者サービスの一環として、個別の取引等に係る税務上の取扱いについての照会に対する回答を文書により行うとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

また、同業者団体等からの照会（その構成員が行う取引等に係る税務上の取扱いについての照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。

《 国税庁ホームページのアドレス：www.nta.go.jp 》



[文書回答事例へのアクセス]

- ① まずは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にアクセス。
- ② 「ホーム」画面が表示されたら、画面右側の「申告・納税手続」の「事前照会に対する文書回答」をクリック。
- ③ 「文書回答事例」画面が表示されたら、「税目別検索」の調べたい税目をクリック。
- ④ 税目ごとの事例目次が表示されます。
- ⑤ 調べたい事例をクリック。



※ 上記③の「文書回答事例」画面から、照会手続等についても調べることができます。



国税庁 この社会あなたの税がいきている



愛知県税だより

法人県民税・事業税・地方法人特別税・あいち森と緑づくり税

この税金は、個人の県民税・事業税と同じように県の仕事に必要な経費を法人の方にも負担していただくという趣旨から課税されるものです。

納める人

区 分	法 人 県 民 税			
	均 等 割	法人税割	法人事業税・ 地方法人特別税	
法 人	県内に事務所、事業所がある場合	○	○	○
	県内に寮、宿泊所、クラブなどのみがある場合	○		
公 共 法 人	県内に事務所、事業所がある場合	○		
公 益 法 人 等 人格のない社団等	県内に事務所、事業所があり、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っている場合	○	○	○
公 益 法 人 等	県内に事務所、事業所があり、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っていない場合及び県内に寮などのみがある場合	○		
個 人	県内に事務所、事業所があり、法人課税信託の引受けを行っている場合		○	○

※公共法人、公益法人等については、地方税法の規定により非課税とされるものがあります。

納める額

●法人県民税

区 分	均 等 割		法 人 税 割
	平成21年3月31日までに開始した事業年度	平成21年4月1日以後開始した事業年度	
資本金等の額が50億円を超える法人	年額800,000円	年額840,000円	法人税額×5.8%（5%） （ ）内の標準税率は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ法人税額が年1,500万円以下の法人に適用されます。（清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人については適用されません。なお、平成7年8月31日までに終了した事業年度の税率については、管轄の県税事務所にお尋ねください。）
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額540,000円	年額567,000円	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額130,000円	年額136,500円	
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 50,000円	年額 52,500円	
資本金等の額が1,000万円以下の法人	年額 20,000円	年額 21,000円	
公益法人等、人格のない社団等	年額 20,000円	年額 21,000円	

◎平成21年4月1日以後開始した事業年度の均等割については、「あいち森と緑づくり税」（後記）として従前の均等割額の5%相当額が加算されています。

※1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額です。

なお、自己株式を取得した場合には、取得価額を資本金等の額から減少します（みなし配当分を除く）。

※2 事務所等を有していた期間が1年に満たない場合の均等割は、月割計算した金額になります。

※3 法人課税信託の受託者に関する税率の適用については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

●法人事業税

区 分		税 率	()内の標準税率が適用される法人	
所得金額課税法人	普通	年400万円以下の所得金額	2.85%(2.7%)	
	法人	年400万円を超え800万円以下の所得金額	4.219%(4%)	資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、年所得5,000万円以下の法人（公益法人等及び人格のない社団等にあつては、年所得5,000万円以下のもの）
		年800万円を超える所得金額	5.588%(5.3%)	
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	5.588%(5.3%)	
		清算所得（※4 ※5）	5.588%(5.3%)	
特別法人（※2）	年400万円以下の所得金額	2.85%(2.7%)	年所得5,000万円以下の法人	
法人	年400万円を超える所得金額	3.798%(3.6%)		
	資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	3.798%(3.6%)		
	清算所得（※4 ※5）	3.798%(3.6%)	適用されません（※6）	
収入金額課税法人 (電気・ガス供給業、保険業を行う法人)		0.739%(0.7%)	資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人	
外形標準課税対象法人（※1）	所得割	年400万円以下の所得金額	1.614%(1.5%)	適用されません（※6）
		年400万円を超え800万円以下の所得金額	2.365%(2.2%)	
		年800万円を超える所得金額及び清算所得（※4 ※5）	3.116%(2.9%)	
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	3.116%(2.9%)	
		付 加 価 値 割	0.4944%	
		資 本 割	0.206%	

※1 「所得金額課税法人」（公益法人等、特別法人、一般社団法人、一般財団法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社は除きます。）のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人が、外形標準課税対象法人になります。

※2 「特別法人」とは、地方税法第72条の24の7第5項に規定する法人（協同組合、医療法人など）をいいます。

※3 事業年度が1年に満たない法人については、「区分」欄中「400万円」又は「800万円」とあるのは、「400万円（又は800万円）×事業年度の月数/12」と読み替えます。

- ※4 公益法人等、外国法人及び人格のない社団等の清算所得については、課税されません。
- ※5 清算所得に対する税率は、法人の解散した時期により相違しますので、管轄の県税事務所にお尋ねください。
- ※6 ()内の標準税率は、愛知県では法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。
- ※7 法人課税信託の受託者に関する税率の適用については、管轄の県税事務所にお尋ねください。

●地方法人特別税

- ◎ 対象法人 法人事業税（所得割又は収入割）を納める法人
※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に係る所得及び同日以後の解散による清算所得について適用されます。
- ◎ 課税標準 基準法人所得割額又は基準法人収入割額
※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。
- ◎ 税額の計算 基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率＝税額

税額の計算

区 分	税 率
外形標準課税対象法人の基準法人所得割額	148%
外形標準課税対象法人以外の法人の基準法人所得割額	81%
基準法人収入割額	81%

あいち森と緑づくり税

森と緑は、環境保全や災害防止等多様な公益的機能を有していますが、近年、森林の荒廃や都市の緑の減少・喪失に伴う、公益的機能の低下が危惧されています。

愛知県では、森と緑を「県民共有の財産」と明確に位置付け、「森林」、「里山林」、「都市の緑」をバランスよく整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に要する財源を確保するため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入しました。

- ◎ 税の仕組み 県民税均等割の額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式でご負担いただきます。
- ◎ 対象法人 県内に事業所等を有する法人
- ◎ 納める額 均等割額の5%相当額
- ◎ 納める方法 平成21年4月1日以降開始する各事業年度分について、県民税の申告納付の際に県民税均等割額に加算して納めていただきます。
※個人の方については、年額500円（従前の県民税均等割額1,000円に500円を加算）をご負担いただきます。

問い合わせ先 名古屋北部県税事務所 課税第一課 県民税・事業税第一グループ
052-531-6304（ダイヤルイン）



名古屋市広報

名古屋市税だより

名古屋市栄市税事務所

栄市税事務所からのお知らせ

[栄市税事務所へお越しになる方へ]

栄市税事務所は、NHK名古屋放送センタービル8階にあります。

この階にお越しいただくには、「6-13」と表示された「低層階エレベーター」をご利用ください。

また、お越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

※地下鉄栄駅4A番出口から400メートルです。

お体の不自由な方には駐車場をご案内いたします。

なお、栄市税事務所のあるNHK名古屋放送センタービル内には無料の駐車場はありませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先 栄市税事務所管理課
〒461-8626
東区東桜一丁目13番3号(NHK名古屋放送センタービル8階)
電話 959-3300 FAX 959-3317

[事業所税のあらまし]

事業所税は、道路、上・下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。事業所税のあらましを紹介します。

1 納税義務者（事業所税を納めていただくかた）

納税義務者は、市内において、事務所、店舗、工場や倉庫など（以下「事業所等」といいます。）を設けて事業を行っているかたです。

事業所税は、資産割と従業者割からなっています。「資産割」は事業所等の床面積に応じて負担いただくもので、「従業者割」は事業所等の従業者に対して支払われる給与の総額に応じて負担していただくものです。

2 免税点

課税標準の算定期間の末日（法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は12月31日）現在において、以下の場合には、資産割または従業者割は課税されません。

なお、事業を行っているかたの特殊関係者（子会社や親会社が同一である他の子会社で一定のかたなど）の事業が同一家屋内で行われている場合、その同一家屋内で行われているかたの事業は、共同事業とみなされ、以下の床面積または従業者数の判定において合算して行います。

(1) 資産割：市内の各事業所等の床面積（借り受けている場合も含みます。）の合計が
1,000㎡以下

(2) 従業者割：市内の各事業所等の従業者数（役員を含みます。）の合計が100人以下

3 課税標準と税率

(1) 資産割：事業所床面積（㎡）×600円（税率）

(2) 従業者割：従業者給与総額（円）×0.25%（税率）

4 申告と納付の方法

納税義務者が税額を算出して以下の期限までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

(1) 法人の場合：事業年度終了後 2か月以内

(2) 個人の場合：翌年 3月15日

(注) 事業所床面積が800㎡以上1,000㎡以下または従業者数が80人以上100人以下のかたは、課税にはなりません。申告書のみ提出していただきます。

5 事業所用家屋の貸付け申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋（事業所等の用に供している家屋）を貸し付けているかたは、新たに貸し付けた場合または貸し付け状況に異動を生じた場合、新たに貸し付けた日または異動を生じた日から30日以内に、その状況を申告してください。

なお、貸主のかたは、その貸し付け部分については納税義務者とはなりません。

6 参考資料

申告納付の際に参考としていただく申告納付の手引きなどをご用意しており、名古屋市ホームページ (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

7 申告先及びお問い合わせ先

栄市税事務所市民税課事業所税係

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）

電話 959-3306 FAX 959-3318

[納税は便利な口座振替・自動払込みのご利用を!]

1 ご利用できる税金

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）

2 お申し込み手続き

「市税の納税通知書または領収書」、「預金通帳の口座番号」、「預金通帳のお届け印」をお持ちになって、市税の取扱金融機関へお申し込みください。

3 取扱金融機関

市税の納付を取り扱っている銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局。

※愛知県内の店舗のみでの取扱いとなる金融機関もあります。

4 口座振替・自動払込みできる預貯金

普通預金、当座預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金、通常貯金

5 振替の開始

原則として、お申し込みの月の翌々月以降の納期分からです。

※名古屋市から「口座振替開始のお知らせ」が届くまでは、お届けする納付書でお納めください。

6 振替日

各納期の最終日、納期前納付（1年分）の場合は、第1期の最終日です。

7 お問い合わせ先

市税収納事務センター

〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号

電話 957-6931 FAX 957-6934



税理士会コーナー

東日本大震災に係る義援金等の 税務上の取り扱い

名古屋税理士会名古屋北支部 明瀬立幸

[はじめに]

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は東北地方沿岸部を中心に多大な被害をもたらしました。これに伴い日本中から多くの義援金が集まりましたが、このような義援金を支出した個人の方や法人については、税務上の優遇を受けることができます。東日本大震災に関連し義援金を支出した場合、所得税法、法人税法上では次のように取り扱われることとなります。

[個人が義援金等を支出した場合]

1. 寄附金控除

支出した義援金が国又は地方公共団体に対する寄附金や財務大臣が指定する寄附金などであるときは、「特定寄附金」に該当し寄附金控除を受けることができます。今回の東日本大震災の発生による大幅な改正はありませんが、その特定寄附金が下記の震災関連寄附金に該当する場合には、控除の限度額が従来の40%から80%に引き上げられました。この適用を受けるためには、確定申告書にその旨を記載し、義援金等の支出を確認できる受領書などの書類を確定申告書に添付し又は提示する必要があります。

寄附金控除額 = [震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額 (A) + 震災関連寄附金の額の合計額 (B)] - 2千円

なお、(A)の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とし、(A)と(B)の合計額は、所得金額の80%相当額が限度となります。

震災関連寄附金

- ①平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間（以下「指定期間」）内に国に対して直接寄附した義援金等
- ②指定期間内に「著しい被害が発生した地方公共団体」に対して直接寄附した義援金等
- ③日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は「著しい被害が発生した地方公共団体」に拠出されるもの
- ④社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
- ⑤社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として直接寄附した義援金等
- ⑥認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（国税局長の確認を受けたもの）
- ⑦公益社団法人又は公益財団法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（当該公益社団法人等の確認を受けたもの）
- ⑧公共法人・公益法人等・特例民法法人・認定NPO法人に対し、東日本大震災により滅失損壊した建物等の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（当該公共・公益法人等に係る主務官庁の確認を受けたもの）

- ⑨上記①から⑧以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて最終的に国又は「著しい被害が発生した地方公共団体」に指定期間内に拠出されることが明らかであるもの

2. 税額控除

震災関連寄附金のうち⑤と⑥の義援金等については特定震災指定寄附金に該当し、前述した寄附金控除にかえて、税額控除の適用を受けることができます。寄附金控除を受けるか、税額控除を受けるかは納税者の選択となっていますので有利な方を選択してください。この適用を受けるためには、確定申告書にその旨を記載し、一定の明細書を添付することに加えて、特定震災指定寄附金を受領した法人がその寄附金が被災者支援活動の資金に充てられるものである旨の記載をした受領証を添付する必要があります。

税額控除額（A）＝〔特定震災指定寄附金の額の合計額（B）－2千円〕×40%

なお、（A）の税額控除額はその年分の所得税の額の25%相当額を限度とし、（B）の合計額は所得金額の80%相当額が限度となります。

【法人が義援金を支出した場合】

法人が次に掲げる義援金等を支出した場合には、その支出額の全額を損金の額に算入することができます。この適用を受けるためには、確定申告書の別表14（2）「寄附金の損金算入に関する明細書」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、支出したことが確認できる書類を保存する必要があります。

- ①国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ②日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した義援金等
- ④社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として直接寄附した義援金等
- ⑤認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（国税局長の確認を受けたもの）
- ⑥公益社団法人又は公益財団法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金（当該公益社団法人等の確認を受けたもの）
- ⑦公共法人・公益法人等・特例民法法人・認定NPO法人に対し、東日本大震災により滅失損壊した建物等の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金当該公共・公益法人等に係る主務官庁の確認を受けたもの）
- ⑧上記①から⑦以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

【おわりに】

以上、義援金の税務上の取り扱い是非常にわかり易いものとなっておりますが、適用を受けるためには受領書等の添付や保管などの要件がありますので受領書等は大切に保管して下さい。なお、街頭やコンビニなどの募金箱にされた募金や援助物資については残念ながら寄附金控除等の対象にはなっておりません。寄附金控除等を受けるために寄附をされる方は少ないと思いますが、これから義援金をと考えている方は寄附金控除等が受けられる支援を検討されてはいかがでしょうか。



青年部会コーナー

▼ 総 会

6. 10 青年部会第32回定時総会 KKRホテル名古屋



- ・総会に於いて部会長に(資)ハートエージェンシー 石川裕高氏が再任され新役員が承認されました。今回で卒業される(株)長岡建設 長岡様 (資)樋口製作所 樋口様欠席) から挨拶をいただきました。また、長年お世話になり定年退職される事務局服部さんへのサプライズがあり、終始和やかな総会でした。
- ・入会等は法人会事務局へお問い合わせ下さい。事務局 (TEL 915-3886)

6. 29 愛知県法人会青年部会連絡協議会親睦ゴルフコンペ 品野台カントリークラブ 8:00スタート

▼ 役員会

- 4. 27
- 6. 10
- 7. 7



女性部会コーナー

▼ 総 会

6. 6 女性部会第33回定時総会 魚鉄 11:00～



平手美智子前部会長



属ゆみ子新部会長



新旧役員の皆様方

- ・総会に於いて平手部会長が退任され、新部会長に(株)長瀬電気工業 属ゆみ子様を選任され新役員の紹介がありました。今後とも女性部会員皆様のご協力をお願いいたします。

総会記念講演会

演題 「女性のための大腸癌講座」
 講師 愛知医科大学消化器内科
 部長 春日井邦夫 氏



- ・総会後の講演会では腸に関する腫瘍・癌・ポリープ等の違いなどをわかりやすく説明を受け、検査の必要性、早期発見・早期治療の重要性を学びました。終了時間ギリギリまで質疑応答が続き有意義な講演でした。

▼ 役 員 会

5. 19 7. 8
 6. 6 7. 25 (事業委員会)

皆さん出番です！ 2013年のフォーラムをめざして

北陵支部 長瀬電気工業(株) 屬ゆみ子

名古屋北法人会女性部会に参加して、4年足らず。部会長をお受けするに辺り皆様方にたくさんのご支援とご指導を頂いたことを、まずもって御礼申し上げます。

役員として名前こそ置かせていただいておりますが、正直なところ、この北法人会の女性部会がどのように機能し、どのような活動を行っているのかよく分らないまま何年かを過ごしました。ですから果たして私が部会長になって、何をどう進めてゆくべきなのか、皆様方のお役にたてるのかどうかなど、不安ばかりが先立っております。しかし、今回の改選にあたり、県連の女性部会連絡協議会および全国法人会連合会の女性部会総会に参加させていただく機会を得たことで、私がなすべきことは何かをおぼろげながら見つけることができた気がしています。

まず、法人会は『公益社団法人』であることを常に念頭に置くこと。この点については「公益性と法人会という特殊性を、どうやって同調させてゆか」ということが機会あるごとに論点になっていきますが、他県ではそのような理論的な枠を外したところで様々な活動を試み、試行錯誤しつつ実績を積み重ねていらっしゃいます。そしてまたその活動に、楽しみやたくさんのご縁を見出していらっしゃいます。

それに照らし合わせてみますと、私たちがこれまで活動してきたこと、特に女性部会が参画し、社会性をもって活動してきたことといえば、<区民祭り>のお手伝い、<税を考える週間>の啓蒙活動と作文の審査くらいでしょうか、またこれらは、役員が主体で行っていますので、一般会員の皆様方にはあまり知られていないかもしれませんし、またその活動報告も積極的に行われているとは言えません。女性部会には現在、減少したとはいえ130人からの会員登録があり、もちろんその中には、法人会以外でさまざまな社会貢献をされている方もいらっしゃると思います。ですから、年間を通じ、一般の皆様にも積極的に参加していただけるような行事、企画はないかと考えています。

その参考になるであろう県内外の女性部会の活動は、県連、また、全法連を通じて得ることができますし、また各地の各女性部会との<情報交換会>の申し入れなども可能です。そのような場を借りて、私たち名古屋北の女性部会らしい活動とは何か、手探りですが見つけてゆきたいと思っています。

とはいえ、あまり悠長なことも言っていない現状があります。本来なら、活動方針などはゆっくり時間をかけて構築してゆくのが望ましいのですが、タイトルにもありますように2年後の4月には「全国法人会連合会女性部会連絡協議会・全国フォーラム」が名古屋で開催されることになり、また運が良いのか悪いのか、その開催時には私が愛知県連女性部会の会長をお引き受けすることになっています（会長職は毎年持ち回りですが、たまたま私の担当時に当たってしまったのです）。

全国フォーラムはすでに各地で5回開催されていて、毎回1600人程度の女性部会会員の方が、北は北海道、南は沖縄から大挙して参加される大きなイベントです。それに合わせて、お迎えする側の県連は、女性部会のみならず親会からも延べ500人前後の会員の皆様のご協力を仰ぐことになります。ですから、例にもれず私たちも、役員であるなしにかかわらず、全面的な支援体制を取らな



ければなりません。

県連ではすでに準備委員会が立ち上がり、その骨子の作成に入りました。フォーラムでは、各地域の法人会が、どのような活動を展開しているかという報告会とワークショップ（展示と意見交換）が行われることになっていますが、先ほども申しあげましたとおり、私たちの活動は、他府県に比べ多くはありません。主催たる愛知が、報告するべきものが少ないのは、やはりさみしい気がしませんか？「フォーラムは再来年だから来年からでも…」と言われる方もいらっしゃると思いますが、それでは“付け焼刃”。なにか一つでも「これなら出来る」というものを今のうちに見つけて、再来年に向かって歩み始めることが大切なのではないかと思うのです。

そう考えるにつれ、実は私たちにはたくさんの可能性があって、未知なる力を生かすことができる環境にあることを実感するのです。私のような若造にこのような大役が託されたのも、きっと皆さんが進むべく力を与えて下さったからだと思っています。

でも皆さん！忘れないでください！このフォーラムの主役は皆さんです。私がこれからすべき最大の仕事は、皆さんが笑顔で法人会の活動に参加し、来るべきフォーラムで生き生きと輝くための舞台づくりをすることに他なりません。ですから、そのために何が必要か、どのような道筋を立ててゆけばよいか、私なりに少ない知恵を絞ってまいります。それにも増して、諸先輩方、皆さんのご意見をぜひとも頂戴したいと思います。

今回の改選では、私だけでなく若い世代の方々が役員を引き受けて下さっています。私以上にフットワークがよく、機転の利く皆さんです。何なりとご要望を申しつけていただけたら幸いです。

2013年4月、この名古屋北法人会女性部会が、日本一（大袈裟！？）素敵な会になっていることを夢見て！！「**皆さん！！出番です！！**」

法人会全国女性フォーラム 岡山大会（平成22年4月開催）の様様



式典風景



懇親会 アトラクション

絵はがきコンクール作品の展示

私のパワーの源!

金城支部 太田(株) 寺田裕子

賑やかと言うか喧しいと言うか、毎日、顎がだるくなるくらい、お話をしている私です。法人会の会合では、まだまだ新参者ですので、たくさんの社長様方に色々教えていただきながら皆様方とともに法人会活動に参加できるように日々勉強しています。まずは、自己紹介をします。今後とも宜しくお願い致します。

我が家の座右の銘

一日は元気な朝で始まり
一日は笑顔な夜で終わる



我が家は、とにかく【笑い声】が毎日聞ける親子関係を生活の【柱】としてきました。そのために、子供達と一緒に《遊び》《勉強》《ものづくり》をともし、成長してきました。

最も記憶に残る我が家の名言集及び事件の一部を紹介します

- 大雨の最中に稲光がものすごかった保育園の帰りで“ままちゃん、こわいよお”と自転車の前後に乗っていた二人に泣きじゃくられちゃいました。(>_<)
- 不覚にも40度の熱を出してしまった私の額に小さな手でしぼったタオルをのせて“ままちゃん、ごはんとお味噌汁だけでいいよ”
その日から熱を出すことはなくなりました。
- ちょっとお仕事に疲れたある日、ちょっと横になったら“ままちゃん、お仕事なくていいの?”と心配をさせてしまいました。いつも会社の仕事を家でしながら一緒に遊んでいたの、仕事をしている私の姿は遊びとセットだったようです。
その日から家で、子供達の前で横になることはなくなりました。
- 息子が中学生の時、野球の応援に行かなければならなかった上に、娘に物理を教えなければならなかった私は、応援会場に物理の問題集を持参し、応援しながら物理の指導書を作っていました。試験結果が《一番!》だったときは嬉しかった!
- 東海豪雨のとき、実力テストの結果が《念願の一番!》でした!
ずぶぬれだったのに妙にニコニコで帰ってきた娘の顔は今でも記憶に鮮明に残っています。

たくさんの《感動》を子供達からもらって《今のパワフルな私》になれたのかなあと思っています。私の自由な時間が少しですが、取れるようになって、少しずつ色々なものにトライしています。ちょっと紹介します。

□絵手書き（大好きなパソコンで描いたからちょっと変ですが笑わないでね！）



楽しかった京都の花魁体験！



“ゆっくりこつこつ”の私！



故郷の祭りが恋しい！



子供たちに体験させたかったあ！

□短歌

教会の
鐘を思わず
カンパニユラ
果樹園見つめ
頬を寄せ合う



母の手の
しわの数だけ
振り返る
幼き想い
語らう親子



- 似顔絵（写真からだいたいの形を下書きしてから仕上がるまで一ヶ月くらいかっちゃいました。
(*^_^*)



娘と京都に旅行に行った際、花魁を体験してきました。その時の感動を娘と二人で6Bの鉛筆を購入し、毎夜、似顔絵を描き続けていました。ちょっと自慢の一品です(*^_^*)

- アレンジフラワー

娘の結婚式のブーケ、帽子まで作っちゃいました！



などなど、なんでも作っちゃいます！

先日、明治村で生まれてはじめてお琴を弾いてきました。私は写真を載せる程美しくありませんので、今回はご想像くださいませ。(*^__^*)

お金をかけずに【子供達と一緒に学ぼう！】と一生懸命だったのが【やれば出来る！】という【あきらめない！】今の私の姿なのかな？

結論として、私のパワーの源は【子供の成長！】と【たくさんの人達との会話】かな！
そこから生まれるお互いの【感謝の気持ち】を大事にしながらともに勉強し、ともに成長し続けることですね。たくさん勉強するとたくさんの人とお話ができますもの！

今回は今までとちょっと違った目線の『会員のページ』になっちゃいましたが、また機会がありましたら、写真小僧の私ですので奇跡の一枚を保存しておきます。(^__-) - ☆

最後に、今回、東日本大震災で被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、多くの犠牲となられた方々のご冥福をお祈り致します。



支部コーナー

▼ 総 会

- | | | | |
|-------|------------------|-------|-------------|
| 4. 6 | 杉村・大杉・清水支部合同総会 | 4. 13 | 若葉支部総会 |
| 4. 7 | 上飯田・山田・大曾根支部合同総会 | 4. 14 | 楠東・楠西支部合同総会 |
| 4. 8 | 北陵支部総会 | 4. 18 | 守山7支部合同総会 |
| 4. 12 | 金城・西支部合同総会 | | |

▼ 研修会

4. 6 杉村・大杉・清水支部合同総会記念講演会
 演題 「名古屋ブランド産業」
 講師 元名古屋市長 松原武久 氏



4. 13 若葉支部ビデオ研修会
 「みんなで高める経費削減マインド」一目に見えて変わる経費削減のポイントー

4. 14 守山7支部合同総会記念講演会
 演題 「夢を託した人工衛星“まいど1号”
 プロジェクト成功秘話」
 講師 東大阪宇宙開発協同組合専務理事
 棚橋電機(株)代表 棚橋秀行 氏



・若い世代にモノづくりを継承させたい！町工場の親父たちが人集めの為に掲げた大きすぎる夢であった「人工衛星打ち上げプロジェクト」の成功秘話。夢を持つ人、夢を支える人、100点満点のモノ作りについての講演でした。

▼ 役員会

- | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 4. 6 | 杉村支部 | 4. 7 | 大曾根支部 | 4. 14 | 楠東支部 |
| 4. 6 | 大杉支部 | 4. 12 | 金城支部 | 4. 14 | 楠西支部 |
| 4. 6 | 清水支部 | 4. 12 | 西支部 | 6. 16 | 森向支部 |
| 4. 7 | 上飯田支部 | 4. 12 | 瀬古支部 | 6. 22 | 楠東支部 |
| 4. 7 | 山田支部 | 4. 13 | 若葉支部 | 6. 22 | 楠西支部 |

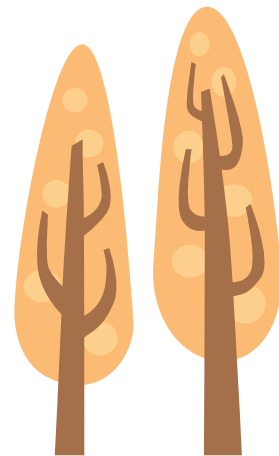


新会員紹介



(平成23年4月1日～23年7月31日)

支 部	会 社 名 所	代 表 者 電 話 番 号	営 業 内 容	勸 奨 者
金 城	(株)LAK Wedding 北区金城2丁目4-4 ペルテ金城2F	吉川 綾 508-4235	ブライダル衣装の販売・ レンタル	草川工業(株)
若 葉	名古屋トヨペット(株)辻町店 北区辻町2-40	森 卓也 911-2131	自動車販売	
楠 西	ティーエスジャパン(株) 北区喜惣治1丁目416-1	齋藤 享 908-0632	防水・塗装・内装工事	
大 森	(株)フォウテック 守山区大森5丁目1915 マーヴィラス302	林 大輔 768-5290	建設業	
大 森	名古屋トヨペット(株)守山大森店 守山区大森5丁目1205	中澤孝俊 798-0151	自動車販売、修理業	
大 森	(有)マルヒロテック 守山区脇田町903	小林誠治郎 798-1669	自動機製造	
守山北	(有)アキラ 守山区川宮町153	川口博巳 792-6996	プラスチック機械加工 (試作)	
守山北	大地造園土木(有) 守山区川北町191	小山大生 797-6500	造園工事	



北法人会の行事メモ

(平成23年4月～7月)

◆ 経営教室

7. 29 経営教室（第1回）
演題 「東日本大震災から見えてきた今後の防災」
講師 危機管理教育研究所 国崎信江 氏



◆ 研修会

5. 13 決算期別説明会
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



7. 26 決算期別説明会
名古屋北税務署 法人課税部門担当官 殿



◆ 簿記会計講座

7. 6 簿記会計講座第1回
7. 13 簿記会計講座第2回
7. 27 簿記会計講座第3回

講師 税理士 伊藤彰宣 先生



◆ 役員会

5. 6 決算運営会議
5. 6 決算理事会
5. 27 本部理事会
6. 15 広報委員会

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

T E L 915-3886

F A X 915-3850

E-mail kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。
一度アクセスしてみてください。

<http://www.kitahou.or.jp>

名古屋北法人会だより No. 121

発行日 平成23年9月1日

発行 社団法人 名古屋北法人会

名古屋市北区清水5丁目5番3号

名北フロントビル2F

電話 915-3886

編集 広報委員会

印刷所 株式会社 正鶴堂

名古屋市北区志賀南通2-4

電話 914-1855(代)

